

茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）の規定に準じるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、奥久慈里山ヒルクライムルート及び大洗・ひたち海浜シーサイドルート沿線上において、サイクルステーションの整備を支援することにより、更なるサイクリストの誘客を図り、本県のサイクルツーリズムの推進を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 サイクルステーション整備支援事業 県内のサイクルステーションの整備等を行う事業のうち、第2条の目的を達するため、支援すべきと茨城県知事（以下「知事」という。）が認めるものをいう。
- 二 サイクルステーション 飲食、地域情報の入手、駐車場の利用等が可能であり、サイクリストにとって必要な設備（シャワー・更衣室等）を有した施設をいう。

(補助対象事業等)

第4条 知事は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 次に掲げる者については、補助金の交付対象者としない。

- 一 暴力団員による不当な交付の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。
- 二 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- 三 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 四 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

3 知事は、必要に応じ補助金の交付対象者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを茨城県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報提供を茨城県警察本部長に提供するときは、茨城県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

4 補助対象事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 この補助金の交付額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、規則第7条の規定により、補助金交付決定通知書(様式第2)を交付対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に当たって、第2条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

三 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第 5 による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は令和 6 年 2 月 29 日のいずれか早い日までに様式第 6 による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 7 により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第 14 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により県から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 8 による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 16 条 知事は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第 9 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく知事の処分又は指示に

違反した場合

- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の整理)

- 第 17 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 18 条 補助事業者がサイクルステーション整備支援事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、次の各号に定めるところによる。
- 一 取得財産等のうち、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分）を制限する財産は、減価償却資産であって、不動産及びその従物並びに原則、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
 - 二 前号の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。
 - 三 補助事業者が前号の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 9）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 四 第 2 号の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前号の規定は適用しない。
 - 五 知事は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

(消費税仕入控除額等に係る取扱い)

- 第 19 条 補助対象経費に含まれる消費税額相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108

号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除額」という。)がある場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- 一 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- 二 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。
- 三 前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

別表（第4条第4項関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
地方公共団体、民間事業者等	・サイクルステーションの整備（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工）に要する経費のうち設計委託費及び本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費	1/2

（注）

1. 補助対象経費には、土地建物の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

様式第1（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏名又は名称 印

令和 年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付申請書

令和 年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金の交付を受けたいので、茨城県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 添付書類
 - （1）歳入歳出予算の抄本（別紙2のとおり）
 - （2）誓約書（別紙3のとおり）
 - （3）役員等氏名一覧表（別紙4のとおり）※申請者が民間事業者等（地方公共団体は除く）の場合
 - （4）その他参考となる資料

様式第1（別紙1）

補助事業計画書

1 申請者の概要

フリガナ		フリガナ	
申請者名		代表者 職・氏名	
所在地	〒		
電話番号	() -	FAX 番号	() -
電子メール アドレス	@	URL	http://
連絡先 <small>(上記申請者 と異なる 場合に記入 してくださ い)</small>	フリガナ 担当者 氏名	所在地	〒
	電話番号	() -	FAX 番号 () -
	電子メール アドレス	@	URL http://
【以下、申請者が民間事業者等（地方公共団体は除く）の場合は記入すること】			
設立年月日	年 月	資本金	万円 従業員数 人
現在の業種・業務内容等			

事業者の略歴

※申請者が民間事業者等（地方公共団体は除く）の場合は、別紙4の役員等氏名一覧表も提出してください。

2 サイクルステーション整備支援事業補助金の対象とする施設整備の内容

(単位：円)

施設の名称	所在地	整備の内容	事業費	補助対象経費
合計				

注1) 整備の内容は、以下より選択し記入すること。

手荷物用ロッカーの整備、シャワー整備、更衣室整備、サイクルラックの整備、
 レンタサイクルの導入に伴う自転車保管・受付施設の整備、自転車の組立やメンテナンスに必要な貸出用工具、
 自転車組立スペースや休憩スペース用の区画整備、ベンチ・テーブル・雨よけの設置、
 飲食の提供・お土産等販売のために必要な設備の整備、地域情報が入手できる設備の整備、駐車場の整備、
 その他（具体的に記入すること）

注2) 工事費費目別内訳書を添付すること。

3 経費の配分

(単位：円)

総事業費 (A)	補助対象外の 事業費 (B)	寄付金その他の 収入額 (C)	補助対象経費 (A - B - C) (D)	補助基準額 (E)	補助基本額 (D、Eいずれか少 ない方の額) (F)	補助率 (G)	補助金申請額 (F × G) (H)
				10,000,000		1/2	

注) 補助金申請額 (H) は、千円未満を切り捨てること。

4 資金調達内訳

区 分	予 算 額 (円)	調 達 先 等 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
計 (=総事業費の計)		

5 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 事業の目的及び効果

(3) 設置主体及び経営主体

6 整備するサイクルステーションについて

(1) サイクルステーションの規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積

(オ) 建物の構造

	m ²	
建築面積	m ²	延面積 m ²
(造)		

(注) 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

(2) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 着工予定年月日
- ウ 竣工予定年月日
- エ 事業開始予定年月日

直営	・	請負		
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	

様式第1 (別紙2)

歳入歳出予算書 (抄本)

事業名 令和 年度サイクルステーション整備支援事業補助金

(歳入)

(単位:円)

費 目	金 額	備 考
自己資金		
借入金		
県補助金		
合 計		

(歳出)

費 目	金 額	備 考
サイクルステーション整備支援事業		
合 計		

令和 年 月 日

住 所

申請者氏名

[添付資料]

- 施設の整備に要する費用が確認できる書類
(工事費費目別内訳書、参考見積書等。補助対象外の経費と一括契約の場合は、区分(按分)の計算根拠も添付すること。)
- 設備の内容が確認できる書類

様式第 1 (別紙 3)

誓約書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏名又は名称 印

茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要綱第 6 条の申請を行うにあつて、適正に事業を実施することを誓約いたします。

また、当該申請を行った日以降に、重大な法律違反が発生又は発見された場合には、速やかに報告し、是正措置を講じることを約します。

なお、適正な是正措置が相応の期間内に講じられない場合、また、法令違反の事実を知りながら当誓約書を提出したと認められた場合には、茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更がなされることに同意します。

連絡先担当者 所 属
役職名
氏 名
電 話
F A X
e-mail

様式第1（別紙4）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T、昭和 S、 平成 H)	性別	住所
代表者			T S H		
			T S H		

※役員等とは、法人登記簿に記載されている役員全員を記載してください。

※県はこの情報について、申請者が排除対象者であるか否か茨城県警察本部へ照会すること以外には使用しません。

<代表者の同意>

暴力団でないことを確認するため、本様式に記載された情報を茨城県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を茨城県警察本部に照会することについて、同意しております。

所在地
名 称
代表者

印

様式第2（第7条関係）

ス 推 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県 大井川 和彦

令和 年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則7条の規定により通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 交付条件

補助対象事業者は、茨城県補助金等交付規則第6条及び茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第3（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏名又は名称 印

令和 年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付決定変更申請書

令和 年 月 日付けス推第 号をもって補助金の交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の内容を変更したいので、別紙のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

- （1）変更後の事業計画書
- （2）変更後の歳入歳出予算の抄本
- （3）その他参考となる資料

様式第4（第9条関係）

ス 推 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県 大井川 和彦

令和 年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の変更申請のあった標記補助金に係る補助対象事業については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更決定内容

2 変更補助金額 金 円

3 交付条件

補助対象事業者は、茨城県補助金等交付規則第6条及び茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第 5 (第 11 条関係)

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏名又は名称 印

令和 年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助対象事業状況報告書

令和 年 月 日付けス推第 号をもって補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業の実施状況について、茨城県補助金等交付規則第 11 条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第5 (別紙)

事業区分	施設名	所在地

1 事業施行状況 (令和 年 月 日現在)

区分	施工面積	工事施行率	金額	備考
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。

2 工事進捗状況 (令和 年 月 日現在)

工事名	令和 年				令和 年								
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
設計事務 (%)												
入札事務 (%)												
整地工事 (%)												
基礎工事 (%)												
〇〇工事 (%)												

1. 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
2. 工事名ごとに工事進捗状況（出来高）を%をもって示すこと。